

○厚生労働省告示第五百十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第三条第二項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準（昭和五十一年労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十七年十二月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「一年」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書の教育委員会が作成する計画にあつては、三年）」を加える。

第二条中「前条第一項の規定は、」を削り、「について準用する」を「の始期は、六月一日の翌日から起算して七月以内の日とし、その終期は、始期から起算して一年を経過する日とする」に改める。